

# 消防団活動計画

(震災対策編)

令和3年10月1日

多摩消防団

# 消防団活動計画（震災対策編）

## 1 目的

この計画は、地震発生時又は南海トラフ地震に関連する事前情報発表時における事前対策及び警戒体制、震災警防活動等について定めたもので、消防署との連携を強化するとともに、迅速な災害活動体制を確立し、被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2 事前対策

### (1) 所属団員への周知

消防団長（以下「団長」という。）は、研修等を通じて本計画の内容を所属団員（以下「団員」という。）に周知徹底し、計画の確実な実行を図るものとする。

### (2) 団員への教育

団長は、震災時における活動の円滑な実施を期するため、団員に教育訓練を実施するものとする。

### (3) 地震対策活動への協力

団長は、地域防災の指導者又は統率者として、多摩区役所等が実施する諸般の地震対策活動に消防署長とともに協力するものとする。

### (4) 平素からの備えと予防

団員は、平素から次のことについて、家族と話し合っておくとともに、次のとおり地震に対する予防対策を実施するものとする。

#### ア 震災時の連絡方法

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（携帯）、災害用伝言板（web171）等を利用した連絡方法について、家庭内で決めておくこと。

#### イ 役割分担の決定

災害時に誰が何をするかを、あらかじめ決めておくこと。

また、高齢者や乳幼児などがある場合は、誰が支援の中心になるかも話し合っておくこと。

#### ウ 家屋内外の危険箇所のチェック

家屋内外の危険箇所を事前にチェックし、安全対策を講じておくこと。

#### エ 非常用持出品及び備蓄

非常用持出品を用意するとともに、家庭内に水、食料など最低3日分の備蓄をしておくこと。

#### オ 避難場所の確認

最寄り避難場所の確認をするとともに、安全な避難経路等を事前に検討しておくこと。

## 3 震災警戒体制（南海トラフ地震発生前の対応）

団長は、南海トラフ地震に係る警戒宣言及び南海トラフ地震に関連する情報によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるた

め、消防署の実施する震災警戒体制と連動し、消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）又は消防団指揮本部（以下「団指揮本部」という。）を設置し、震災警戒体制の万全を図るものとする。

（１）団警戒本部

ア 団警戒本部等の設置

団長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を気象庁が発表した場合は、団警戒本部長として、多摩消防署３階会議室に団警戒本部を、分団長の所属する班の消防団器具置場に、分団長を長とする団警戒支部を設置する。

イ 団警戒本部等の体制及び任務等

団警戒本部等の体制及び任務等については、図及び別紙に示すとおりとする。

（２）団指揮本部

ア 団指揮本部等の設置

団長は、南海トラフ地震に係る警戒宣言を気象庁が発表した場合、団指揮本部長として多摩消防署３階会議室に団指揮本部を分団長の所属する班の消防団器具置場に、分団長を長とする団指揮支部を設置する。

イ 団指揮本部等の体制及び任務等

団指揮本部等の体制及び任務等については、図及び別紙に示すとおりとする。

（３）震災警戒体制時等の対応（別紙参照）

ア 南海トラフ地震臨時情報発表時（団警戒本部設置前の事前対応）

通常警防体制とし、多摩消防署からの情報伝達に基づき、団員各自が続報を逃さないよう情報収集手段を確保する。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時（巨大地震警戒又は巨大地震注意）（団警戒本部設置時の対応）

（ア）消防団員連絡網による情報伝達

（イ）団警戒本部及び団警戒支部の設置

（ウ）指定された団員の器具置場への参集

（エ）器具置場内の出火防止及び転倒落下防止

（オ）全消防団員非常参集

（カ）各部隊の編成準備

（キ）車両、資器材の点検

（ク）地震防災信号の準備

ウ 警戒宣言発令時

（ア）団指揮本部、団指揮支部の設置

（イ）地震防災信号のサイレン吹鳴

※ 地震防災信号

サイレンは、「４５秒吹鳴 １５秒休み ４５秒吹鳴」の繰り返し  
警鐘は、５点 ●●●●●～●●●●●を繰り返す。

(イ) 車両の安全確保（車両移動等）

(4) 震災警戒体制の解除

団長は、消防局が行う震災警戒体制の解除に併せ、解除するものとする。

4 消防団員の召集等

(1) 召集の発令

団長は、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、必要な団員の召集を行うものとする。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集するものとする。

(3) 召集発令の伝達

消防団員連絡網に基づき伝達するものとする。

(4) 団員の非常参集

団員は、次に掲げる場合、召集命令を待つことなく、あらかじめ定められた消防団器具置場等に自主参集するものとする。

ア 市域で震度5強以上の地震を観測したとき

イ 南海トラフ地震に係る警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を気象庁が発表したとき。

5 地震発生時の対応

市域で震度5強以上の地震を観測した場合は、次の対応を実施するものとする。

(1) 家族の安全確保

団員は、自己及び家族の安全確保、出火防止を第一優先に実施した後に、予め定められた消防団器具置場等に自主参集するものとする。

(2) 団指揮本部等の設置

団長は、前記3震災警戒体制に掲げる団指揮本部及び団指揮支部を設置し、方面本部長（署長）の所轄の下に、団員を指揮統制する。

(3) 初動措置

ア 器具置場等の被害状況確認

団器具置場に参集した団員は、器具置場内外及び車両器具等の被害状況等の異常の有無を確認し、団指揮本部に報告するとともに、参集途上の被害状況等を報告するものとする。

イ 始動点検

小型動力ポンプ付積載車（以下「ポンプ積載車」という。）及び手引動力ポンプ（以下「手引ポンプ」という。）の始動点検を実施する。

ウ ホースの積載

ポンプ積載車に20本以上、手引ポンプに8本以上のホースを積載する。

(4) 部隊編成及び活動内容

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、手引ポンプ隊、現場活動補助隊により編成する。

ものとする。

#### ア 団支部支援隊

分団長が、必要な団員を指定して編成するものとする。

活動内容は、団指揮支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主任務とし、団指揮本部への情報の受伝達及び現場出場中の各部隊との連絡を行うとともに、団支部長（分団長）の特命事項に係る活動を実施する。

また、追って派遣される消防団連絡員（消防職員）と連携して、情報収集、報告等の活動をするものとする。

#### イ ポンプ積載車隊

各消防団器具置場に配置されたポンプ車積載車により、各班長以下6名で分団ごとに2～3小隊（班）の中隊編成を原則として、活動をするものとする。

分団名	中隊名	班名			担当区域
稲田分団	第1中隊	菅班	中野島班	登戸班	班の管轄区域及び特命
	第2中隊	宿河原・堰班	長尾班		班の管轄区域及び特命
生田分団	第1中隊	東生田班	中央生田班		班の管轄区域及び特命
	第2中隊	大作班	長沢班		班の管轄区域及び特命

(ア) 活動内容は、消火活動・情報収集・現場広報を主任務とし、原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動を実施する。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団指揮支部又は上級指揮官の判断により、参集途上又は出動後に発見した火災の消火活動をするものとする。

(イ) 転戦要領は、消火後、次の現場に転戦する際は、団指揮支部に報告するとともに、速やかにホースを撤収し転戦するものとする。

(ウ) 各中隊の担当区域は、原則、班の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与するものとする。

#### ウ 手引ポンプ隊

本署及び各出張所に保管している小型動力ポンプ及び対震ポンプを、各班の予め指定されている団員が保管場所に参集したのち、各器具置場において各班10名程度で編成し活動する。

分団名	班名	保管場所	担当区域
本 団	本団	本署（多摩本団）	特命
稲田分団	菅班	菅出張所（対震13号）	班の管轄区域及び特命
	宿河原・堰班	宿河原出張所（対震46号）	班の管轄区域及び特命
生田分団	東生田班	本署（対震5号）	班の管轄区域及び特命
	大作班	栗谷出張所（対震6号）	班の管轄区域及び特命
	長沢班	栗谷出張所（対震47号）	班の管轄区域及び特命

(ア) 活動内容は、原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動、残火処理、再燃警戒を実施する。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団指揮支部又は上級指揮官の判断により、活動許容範囲等を考慮して活動を実施するものとする。

(イ) 残火処理及び再燃警戒は、署消火部隊及びポンプ積載車隊が鎮圧した火災を引継ぎ、残火処理を実施し鎮火に至らせるとともに、再燃警戒にあたるものとする。

(ウ) 担当区域は、原則、班の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与する場合は、班員の混合編成も可能とする。

#### エ 現場活動補助隊

上記の隊の編成定員を超えた団員により編成する。

(ア) 活動内容は、署消火部隊及びポンプ積載車隊が鎮圧した火災の残火処理、再燃警戒のほか、火災現場付近住民の避難誘導、救護活動を実施するものとする。

(イ) 担当区域は、原則、班の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与する場合は、班員の混合編成も可能とする。

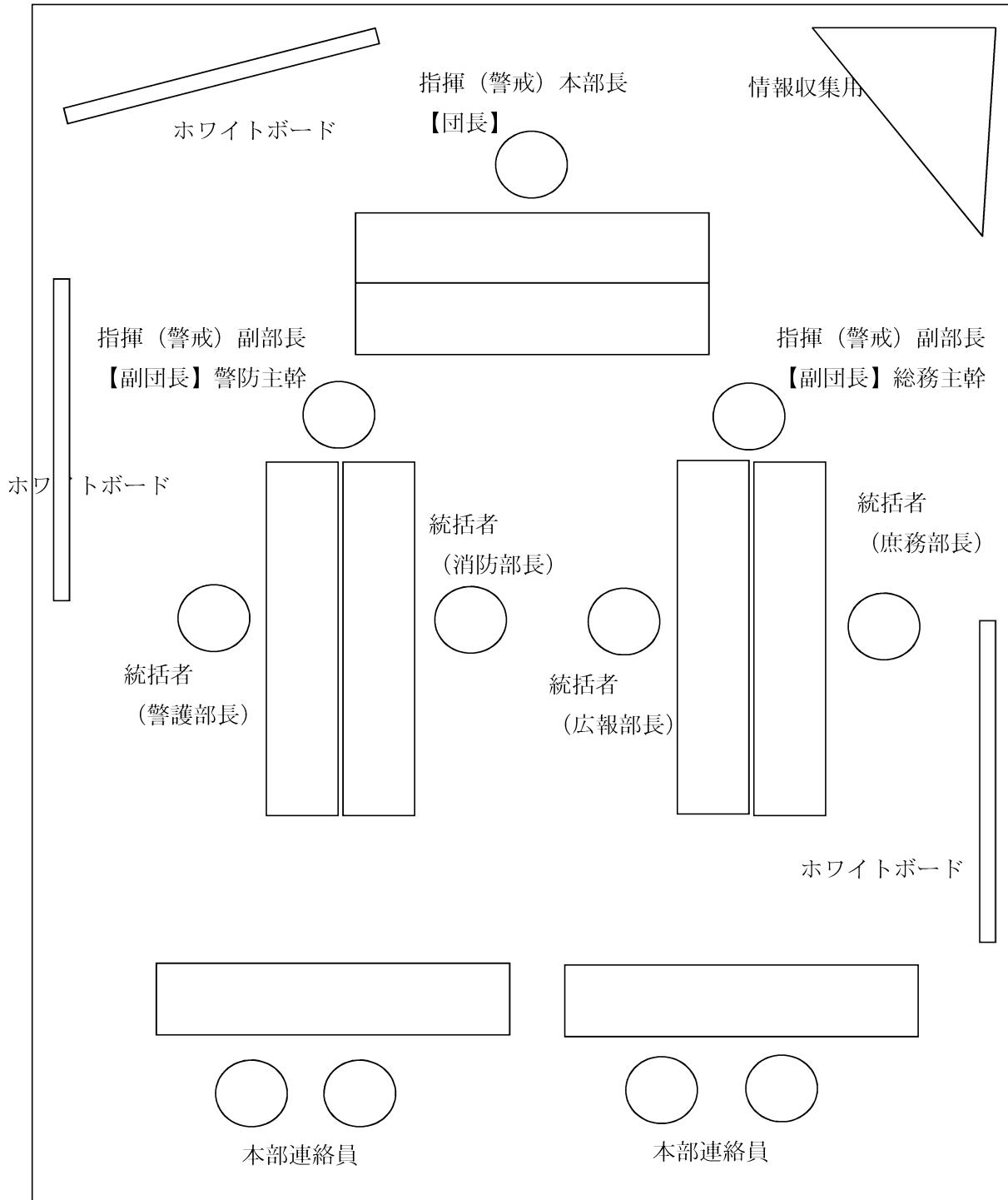
#### (5) 出場

消防団部隊の出場は、原則として団指揮本部長（団長）の下命によるものとする。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団指揮支部又は上級指揮官の判断により出場するものとする。

#### (6) 管轄を越えた応援出場

消防指揮本部長（消防長）から管轄を越えての応援要請があった場合、消防団連絡員（消防職員）を同乗させ応援出場するものとし、受援側方面本部長の指示する活動を行うものとする。

# 団警戒本部・団指揮本部 開設図



# 震災時の消防団各体制及び任務等

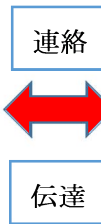
別紙

招集の体制について（自主参集）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）又は警戒宣言が発令されたときや、市内で震度5強以上の地震を観測されたとき

## 1 多摩消防団「警戒本部」体制【発災前】（招集場所：多摩消防署）

※参集できる全員	担当任務
警戒本部長（団長）	団警戒支部の統括
警戒副部長（副団長）	方面警戒本部（署）との連携に関すること
統括者（部長）	情報収集・団員の連絡に関すること



## 多摩消防団「警戒支部」体制（招集場所：Ⓜ所属班、Ⓧ器具置場）

稲田・生田支部長（各分団長）	
	支部連絡員
各班	ポンプ積載車隊を編成できる人数

支部長：各支部の指揮  
支部連絡員：情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達

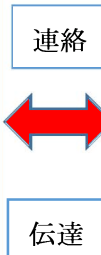


市内で震度5強以上の地震を観測または、南海トラフ地震警戒宣言が発令  
※市及び局、署と同時に団も移行



## 2 多摩消防団「指揮本部」体制【発災後】（招集場所：多摩消防署）

※本団全員	担当任務
指揮本部長（団長）	指揮本部の指揮
指揮副部長（副団長）	総務主幹として庶務・広報部長を指揮
指揮副部長（副団長）	警防主幹として警護・消防部長を指揮
統括者（庶務部長）	団員の招集に関すること、団支部の統括
統括者（広報部長）	方面指揮本部（署）との連携に関すること
統括者（警護部長）	団部隊の指揮運用に関すること
統括者（消防部長）	団部隊の情報収集・伝達に関すること



## 多摩消防団「指揮支部」体制（招集場所：Ⓜ所属班、ⓍⓎⓏ器具置場、ⓐ配置場所）

稲田・生田支部長（各分団長） ※全班員が招集				
	支部支援隊	ポンプ積載車隊	手動力ポンプ隊	現場活動補助隊
各班	2～3名	6名	10名	残りの団員

支部長：各支部の指揮  
支部支援隊：支部の支援、情報収集、活動隊及び本部との連絡  
ポンプ積載車隊：各分団2・3小隊（班）で中隊を編成し消火活動  
手動力ポンプ隊：消火活動、残火処理、再燃警戒  
現場活動補助隊：火災の残火処理、再燃警戒、火災現場付近の避難誘導・救護

※ 本部連絡員として、「女性消防団員」及び「機能別消防団員」は自主参集すること。



## 多摩消防団・大震災時の自主参集及び活動マニュアル

### 1 自主参集

#### (1) 参集条件

- ア 市域（多摩区以外も含む）で震度5強以上の地震が観測されたとき
  - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）又は南海地震に係る警戒宣言が発令されたとき
- ※ 震度等は、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報により収集してください。

#### (2) 参集場所

- ア 本団一本団員（分団長を除く）は、多摩消防署本署へ
  - イ 分団一分団長及び分団幹部並びに班員は、所属する班の器具置場へ
- ※ 参集が遅れる場合は、近くの消防出張所の消防無線で連絡してください。

#### (3) 参集方法

- 徒歩、自転車又はオートバイ
- ※四輪車等は、大渋滞及び駐車場所の問題から不可とします。

### 2 活動内容

#### (1) 本 団

消防団指揮本部を多摩消防署3階会議室に設置し、署方面指揮本部と連携して、団長（本部長）から各班に火災出場等を下命します。

#### (2) 各 班

##### ア 出場準備

- (ア) ポンプ積載車及び可搬ポンプの始動点検を行い、長距離ホース延長及び転戦を考慮しホースを20本以上積載してください。
- (イ) 対震ポンプがある場合は、2班編成してください。

##### イ 消火活動

- 班長（指揮者）は、以下の事項に基づいて指揮を執ってください。
- (ア) 大震災時には同時多発火災が懸念されるため、初動は人命救助より消火活動を優先します。
  - (イ) 基本的に署消防隊の応援はないものと考え、1火災を中隊の2隊で防ぎよすることになります。
  - (ウ) 複数火災時の優先順位は、市民の安全を第一に考え、避難場所（小・中学校）及び避難路となる箇所（火災）を優先します。
  - (エ) 消火栓が使用不可の場合は、自然水利（防火水槽、河川及びプール等）に部署し、長距離ホース延長により防ぎよしてください。
  - (オ) 別件火災への転戦も考慮し、効果的な団員の配置及び使用資機材（可搬ポンプ、対震ポンプ及びホース等）の選択を行ってください。

##### ウ 情報収集活動

参集及び災害活動中における、別件火災及び危険箇所等の情報を、器具置場のMCA無線機で、方面指揮本部（呼称名：多摩団本部）に連絡してください。

### 3 注意事項

- (1) 器具置場のMCA無線機を、有効に活用してください。
- (2) 参集途上で、住民からの活動要請による混乱を防ぐため、参集時は作業服に1枚重ね着をし、帽子、ヘルメット等の未着など服装に考慮してください。
- (3) 家族の安全確認及び自宅の出火防止措置を行い、その後に参集してください。